

令和 3 年度 災害廃棄物関連の取組予定（近畿地方環境事務所）

(1) ブロック協議関連業務

1) ブロック協議会：2回開催予定（7～8月、2月下旬～3月頃を予定）

- ・近畿ブロック協議会では、令和 2 年度の調査検討結果等を踏まえ、行動計画の改定を令和 3 年度に行う。
- ・また、行動計画に付随して「応援受援マッチングマニュアル」や「ボランティア等との連携マニュアル」を作成する。
- ・これまで 4 府県で作成した「府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル(案)」の作成継続(和歌山県、滋賀県)や、巨大災害時に備えた府県の支援内容の調査検討を行う。

2) 府県及び市町村ワーキンググループ(WG)、個別意見交換

- ・府県 WG: 年 4 回開催予定(6～7月、8～9月、10～11月、1～2月頃を予定)。最初の 1 回は府県担当者向け机上演習を想定。
- ・政令市および中核市、推薦市 WG: 年 2～3回開催予定(10～11月、1～2月)。うち 1 回は集積所等に係るワークショップ形式を想定。
- ・個別意見交換: 関西広域連合、地方整備局、大阪湾センター、産業資源循環協会、有識者、(自衛隊)等を想定。(12～2 月頃)

【WG 等の内容】

- ① 災害廃棄物処理の実効性確保に関する議論
- ② 各自治体の現況・取組に係る課題について共有・意見交換
- ③ テーマを決めてその課題に関する深掘り議論(例. 各団体との協定や発災時の体制等)

の3つの軸を中心に議論。

※①の検討については必要に応じてワークショップ形式によって実施も思慮。

3) 情報伝達訓練(11～12 月頃)

- ・令和 2 年度同様、情報伝達訓練を 2 日間の予定で実施。より演習形式へ向上を図る。
- ・応援受援マッチングツールの改善、訓練とは別日でマッチングツール練習会を実施。

4) 災害廃棄物処理担当者向け勉強会(年2回。6～7月、1～2 月)

府県及び市町村の新任担当者に対して初動対応や災害廃棄物補助金等、様々な災害廃棄物処理事業に関する内容について勉強会を行う。

5) 協議会と並行して実施する調査・情報収集及び各種データの更新

協議会構成員からの事業要望(モデル事業等)の中から必要と思われる調査について、調査・情報収集を実施する。

調査にあたっては、以下の3点を満たす事項を原則とする。

- ① 調査結果等がブロック協議会構成員を通じて広く共有され、自らの処理計画策定・体制整備等に活用できるもの。
- ② 個別の自治体による調査では非効率的で、国が調査した方が効率的な事項。
- ③ 自治体等から調査・取組要望のあるもの。

【実施内容】

- ・定期調査: 仮置場状況、産廃業者の処理能力
- ・新規調査: 国有地や県有地の一部(数か所)を対象に仮置場候補地現地調査
片付けゴミ原単位算出に向けた基礎調査(過去の災害からの実績や傾向整理)
- ・これまでの調査結果について、HP 上などにおいてわかりやすく整理することを想定
- ・自治体からの要請により、調査内容は毎年柔軟に対応。他に自治体等から要望はあるか?

(2) 災害廃棄物モデル事業

- ・モデル事業については他事業との業務量や自治体の意向、予算額を考慮して決定。
- ・公募時期は 2~3 月を想定。公募実施後、対象自治体と仕様書等のすり合わせを行い、年度明け早期に契約手続き等を実施予定。

1) 災害廃棄物処理の実効性確保等モデル事業

府県と協働し、市町村向けに以下の事業を実施する。

① 災害廃棄物処理の実効性確保に向けた検討(対象数: 1~2市町村)

主に仮置場、集積所、収集運搬に係る事項について、市町村が抱える土地特性、仮置場の制限的要素、収運能力等の技術的課題を踏まえ、必要に応じて関係部局等とも協議しながら、その解決案や代替案について、検討を進める(例えば以下の例の通り)。

検討された実効性ある対応案は対象市町村に特化した「実効性ある災害廃棄物処理マニュアル」として落とし込み、発災時に実効性ある対応を確保する。

(調査検討例)

- ・仮置場の実効性ある運用を目的とした仮置場候補地の現地調査
- ・初動期における現有能力(仮置場、収運など)から考えた、搬出入調整を含めた片付けごみ回収戦略の構築、検証
- ・仮置場と集積所の役割分担、家電4品目用集積場の設置等により一次仮置場必要面積を減じることを目的とした、数値シミュレーション

②小規模自治体向けの災害廃棄物処理対応（対象：1市町村程度）

- ・事業成果については以下の3パターンのいずれかを想定。
 - ①防災部局（危機管理室等）との連携のもと「地域防災計画」に災害廃棄物対策の具体的な内容を加筆し改訂
 - ②通常の「一般廃棄物処理計画」に災害廃棄物対策の具体的な内容を加筆し改訂
 - ③計画ではなく「災害廃棄物緊急時対応マニュアル（仮名）」を作成
- ・上述の①～②においては、公募時点において関係部局と協議し、地域防災計画や一般廃棄物処理計画に盛り込むことを確約してもらうことが採択の必須条件。
- ・進め方としては、府県担当者とともに対象地域を訪問。市町村が抱える課題（外部との連携や人数不足）について、担当部局ならびに関係部局と協議し、代替プランを検討（委託業者との役割分担や対応優先順位の絞り込み等）。
- ・協議を複数回（3～4回程度）繰り返してプランをまとめ、上述①～③のいずれかにまとめる。
- ・並行して、プランの検討プロセスを抽出し、府県用の中小市町村向け策定支援ツール（手引き？）としてまとめる。

2) 平時からの住民啓発モデル事業

事業の対象となる地域（以下「モデル地域」という。）の地方公共団体の災害廃棄物処理に係る取組（災害廃棄物処理計画の策定等）やこれまでの啓発（訓練、チラシ、説明会等）の実施状況等を踏まえ、今後の啓発実施に係る取組への議論、検討を行う。また、下記①、②において活用した資料や記録を用いて、平時からの市民向け研修等に用いる教育ツール（クイズ等）も作成する。

①災害に伴う廃棄物の住民用搬出マニュアル作成支援（対象：1自治体程度）

市町村における特定地区の自治会等と協議をし、発災時においてその地区の住民と協同した収集方法の検討、集積所の管理分担等についてのマニュアル作成を行う。あるいは、自治会単位で実施される防災訓練において、市の関係部局（防災、環境、広報等）が連携し、発災時に想定される災害廃棄物の集積と収集運搬方法について実践的に訓練や学習会を実施する。

②家庭内退蔵品の集積所排出模擬実験の実施支援（対象：1～2自治体程度）

自治会単位で住民の家宅における退蔵品等を用いた集積所への排出模擬実験を実施する。実施においては災害ごみ排出用の集積場を具体的に仮選定し、その収集運搬についての課題抽出を行うとともに、集積場への便乗ごみ・不法投棄防止に対する認識の浸透を図る。自治会単位での防災訓練等との連携した訓練も想定。

3) その他モデル事業

＜BCP（業務継続計画）の策定モデル事業＞

- ・大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて昨年の台風21号における被害等を教訓に、BCP計画の策定や非常時の重層的な体制構築等の整備に係るモデル事業を令和元年から引き続き実施予定。
- ・圏域外等の広域連携に係る一部の検討議題は協議会WGで議論することも想定。